

24th
ダイビングフェスティバル2010
出展申込書

出展申込締切日
2009年10月30日(金)

主催者が定める一連の規約(裏面記載)を遵守することを承諾して、下記のとおり出展を申し込みます。

1.出展申込者

申込日 年 月 日


会社名	フリガナ			
	和文	(印)		
	英文			
URL		E-mail		
所在地	〒			TEL : - -
				FAX : - -
代表者	フリガナ			
	役職	氏名	(印)	
担当者	フリガナ			
	部署 役職	氏名	(印)	


2.出展小間数および出展料金


出展区分	適用条件	小間単価(a)	申込小間数(b)	出展料金(a)×(b)	支払期限
1 一般小間(Small) (3m×3m=9㎡)	1~3小間	¥367,500	小間 ¥		2009年11月30日(月) (厳守) 申込書受理後、請求書を送付いたします。 ●振込先：みずほ銀行 新橋支店 普通預金 2350597 ●口座名義：ダイビングフェスティバル 事務局 ※振込手数料は申込者にて ご負担願います。
2 一般小間(Middle) (3m×3m=9㎡)	4~8小間	¥315,000	小間 ¥		
3 一般小間(Large) (3m×3m=9㎡)	9小間以上	¥294,000	小間 ¥		
4 ミニブース (2m×2m=4㎡)	ツアー・リゾート/ ダイビングスクール限定	¥189,000 ※1	小間 ¥		
5 装飾付きミニブース (4㎡+基本装飾)	出展制限なし	¥283,500	小間 ¥		
6 カタログコーナー	A4サイズ以下	¥21,000	スペース ¥		

※1:4~5小間申込の場合、¥147,000/小間、6小間以上の場合、¥126,000/小間

3.希望小間タイプ(○で囲んでください) ※ご希望に添いかねる場合もありますのでご了承ください。

a.単列小間 (3小間以下は全て単列小間になります) 

b.複列小間 (4小間以上) 

c.独立小間 (10小間以上) 

4.小間装飾について(○を囲んでください)

高さ3.6m以上の装飾を
 予定する 予定しない

※高さ3.6m以上の装飾を行う出展者のブースは、会場の周辺部へ配置いたします。
 ご了承の上、お申込ください。

5.プレゼンテーションセミナー申込(□にチェックしてください)

セッション数	料金(税込)	希望日時	合計金額
招待日 セッション	¥105,000 (60分)	2/12 : ~ :	¥
公開日 セッション	¥210,000 (60分)	2/ : ~ :	¥

セッション数	料金(税込)	希望日時	合計金額	
セッション	¥105,000 (60分)	下記の表に チェックしてください	¥	
希望セッション	2/12(金)	2/13(土)	2/14(日)	セミナー開催日程については、事務局にて調整させていただきます。
10:00~11:00				
11:30~12:30				
13:00~14:00				
14:30~15:30				
16:00~17:00				

6.公式ガイドブック広告掲載申込

希望掲載場所 (チェックしてください)	広告掲載料金(税込)
表2見開(※1+※2)	4色 ¥420,000
表2(※1)	4色 ¥262,500
表2対向※2	4色 ¥231,000
表3	4色 ¥210,000
表3対向	4色 ¥189,000
表4	4色 ¥294,000
会場案内図対向	1色 ¥126,000
中面1ページ	4色 ¥105,000
中面1ページ	1色 ¥73,500
中面1/2ページ	1色 ¥52,500
頁数	合計金額
¥	

7.出展製品概要 ※出展製品等の資料(カタログ、パンフレット等)を添付してください。

8.連絡欄

※共同で出展する会社名、給排水工事を行う予定等、事務局に対して事前に連絡すべき事項がありましたらご記入ください。

●申込書の控えおよび裏面(規約)は、必ず自社にてコピーのうえ保管してください。
 ※出展申込書の記載内容について主催者が承認した後、出展申込受理書及び請求書を申込者に送付いたします。

事務局 記入欄	受付日	受付No.	受付者印	承認印
------------	-----	-------	------	-----

【出展申込書送付先】

ダイビングフェスティバル事務局
 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-16-7
 友泉日本橋浜町ビル3F
 TEL : 03-5623-3942 FAX : 03-5623-3943

規 約

1. 出展小間料金の請求と支払い

主催者が出展申込書を受け取り、記載内容について承認の後、出展者に小間料金を請求します。
出展者は、出展小間料金の全額を2009年11月30日(月)までに指定の口座に振込むものとします。
なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

2. 出展申込後の取消し

出展申込後の小間の取消し、変更(全部または一部)は原則として認めないものとします。
但し、主催者が不可抗力と認め解約を承認する場合は、下記のとおり出展者は解約料を支払うものとします。

書面による出展解約の通知を受理した日	解約料
開催初日より起算して61日以前	出展小間料金の50%
開催初日より起算して60日以降	出展小間料金の100%

出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。
出展者の既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分を返還します。

3. 小間位置の決定

小間位置は出展商品・サービス、出展規模、申込順位、実演の有無などを考慮して主催者において決定します。
また主催者は入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際出展者は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

4. 小間の転貸等の禁止

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換、あるいは譲渡することはできないものとします。

5. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名等を申込時に主催者へ通知するものとします。

6. 出展物等の設置及び撤去

- 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者より通知された時間内におこなわれるものとします。小間内の出展物設置は、会期初日の午前8時半までに完了されなければならないものとします。
出展者が上記時刻までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展者は、同日に解約した場合の解約料を支払うものとします。
- 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は、必ず出展者は主催者の承認を得た後、作業をおこなうものとします。
- 小間内の出展物及び装飾物等は、後日主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは、出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。

7. 展示場の使用

- 出展者は本展示会開催趣旨に合致した商品のみ出展できるものとします。
- 実演または他の宣伝営業活動はすべて自社展示小間の中に限られるものとします。各出展者は実演または宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

- 他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できないものとします。

隣接の小間から苦情が出た場合、主催者が展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更に同意するものとします。

- 主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物及び主催者が問題があると考えられる性質のすべてのものに及ぶものとします。上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展者に対し、展示費用や小間料の保障等いかなる返金またはその他展示費用負担の責任を負わないものとします。

8. PR活動の範囲について

自社の小間以外の場所で、物品の配布、宣伝、サービスの提供等を行なうことはできません。なお、PR活動については、近隣の出展者の迷惑とならないよう配慮してください。常識的な範囲をこえていると判断される場合、中止していただくことがあります。

9. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、天災、その他正当な不可抗力原因により生ずる損失または損害(盗難、紛失、火災、損傷等)についてその責任を負わないものとします。

10. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

11. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他不利な事態については責任を負わないものとします。

12. その他展示規制

展示用構造物の高さ制限、実演、音量規制、電気・給排水工事等、その他詳細につきましては、出展者マニュアルにてご案内いたします。

13. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。更に、出展者は主催者の定める全ての規約を本展示会の利益保護の為と解釈し、その実行に協力するものとします。